

JHF 日本学生フライヤー連盟助成事業費交付規程

制定 2010年10月19日 理事会
改正 2018年8月30日 理事会

(趣旨)

第1条

本規程は、ハング・パラグライディングスポーツの振興を図るため、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下、「JHF」という)が、予算の定めるところにより、日本学生フライヤー連盟助成事業費(以下、「助成事業費」という)を交付するにあたって、助成事業費の交付の申請、決定、運用その他について定めるものとする。

(助成事業の対象となる団体)

第2条

助成事業の対象となる団体は、日本学生フライヤー連盟(以下、「学生連盟」という)とする。

(助成事業の対象となる事業)

第3条

対象事業は、学生連盟規約第5条に掲げられる事業及びその管理運営費とする。

(助成事業費の額)

第4条

助成事業費の額は、JHFの単年度予算の範囲内で、理事会において決定する。

(申請)

第5条

助成事業費の交付の申請は、事業計画書及び収支予算書を提出するものとする。なお、提出期間については、別途通知するものとする。

(実績報告)

第6条

事業実施後、事業報告書及び収支決算書を提出するものとする。

(助成事業費の交付手続き)

第7条

助成事業費は理事会での決定後、学生連盟指定の口座に振り込むものとする。

(改廃)

第8条

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は2010年10月19日から実施する。

本規程の一部改正(第1条、5条、6条、様式の廃止)は2018年8月30日から実施する